

西宮市ホームページ制作経費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。)に基づき、市内の事業者が実施するホームページ作成に要する経費の一部を補助することにより市内産業の育成を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、自社PRによる取引拡大や顧客創出に資する自社のホームページを新規に作成する事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)はホームページ作成に係る外部委託費とする。ただし、ホームページの作成に関する業務を経常的に行っている事業者に委託するものに限定する。

(補助対象者)

第4条 過去に本補助金を利用していない営利を目的とする市内事業者とする。

(補助率)

第5条 補助率は補助対象経費の1/2以内とする。

(交付上限額)

第6条 交付上限額は1事業者につき5万円とする。

(補助金の交付基準)

第7条 補助金は、当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助対象事業について、国・県又は公共的団体から補助金が交付される場合は、補助対象経費から当該補助金の補助対象経費を控除した金額を基準に算定した補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

4 補助対象者の代表者及び役員、並びに業務に従事する者は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年西宮市条例第67号)第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこととする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書に次の各号に掲げ

る書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 事業計画書、事業収支予算書
- (3) 見積書等
- (4) 西宮商工会議所の発行する事業効果の確認書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは補助金等交付決定通知書により、又、不適當であると認めるときは補助金等不交付決定通知書により、それぞれ申請者に対し通知するものとする。

(事業実施の報告)

第10条 補助事業が完了したときは、30日以内に事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書
- (2) 事業報告書、事業収支決算書
- (3) 請求書、領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による事業実績の報告を受けたときは、報告内容の確認等を行い、補助金等確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の補助金等確定通知書を受けた者は、補助金等交付請求書を市長に提出し、補助金の交付請求をしなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、補助金の交付決定後、補助事業等の着手前又は完了前であつても、その全部又は一部について概算払の請求することができる。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受け付けた後、当該請求者に補助金を交付する。

(補助金の返還)

第13条 第10条の補助金等確定通知書を受けた者のうち、第11条ただし書の規定に

よる概算払の請求により補助金の交付を受けた者は、既に交付を受けた概算額がその確定額を超過している場合は、指定された期日までに超過額を返還しなければならない。

(帳簿等の整備)

第14条 補助事業に係る収支を記載した帳簿を設け、その証拠となる書類を整備しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。